

キャンセルポリシー

■自己都合によるキャンセル

おためし暮らし事業の体験住宅について、利用開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に、自己都合によるキャンセル（解約）が生じた場合、契約締結した利用者様以外に体験住宅の利用ができない期間が生じるため、次のとおりキャンセル料をいただきます。キャンセル料の上限は30,000円です。

(1) 「利用開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日以前」に解約した場合

- ・キャンセル料はいただきません。
- ・利用者様が貸主にすでにお支払いしている手付金30,000円は、振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。

(2) 「利用開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日から利用開始日の前日まで」に解約した場合

- ・キャンセル料をいただきます。
- ・キャンセル料には、利用者様が貸主にすでにお支払いしている手付金を充当します。
- ・契約締結した賃料が60,000円以上の場合、キャンセル料は30,000円とし、手付金を充当させていただきます。
- ・契約締結した賃料が60,000円未満の場合、その賃料の2分の1の額をキャンセル料とします。手付金30,000円からキャンセル料及び振込手数料を差し引いた額を、貸主が利用者様へ返金いたします。

(例) 賃料が40,000円の場合

$$40,000円 \times 1/2 = 20,000円$$

$$30,000円 - 20,000円 = 10,000円$$

※10,000円から、振込手数料を差し引いて返金する。

(3) 「利用開始日以降」に解約した場合

- ・キャンセル料をいただきます。

・キャンセル料には、利用者様が貸主にすでにお支払いしている手付金を充当します。

・「契約締結した賃料」と「実際の利用期間にかかる賃料」の差額が60,000円以上の場合、キャンセル料は30,000円とし、手付金を充当させていただきます。

・「契約締結した賃料」と「実際の利用期間にかかる賃料」の差額が60,000円未満の場合、その賃料の差額の2分の1の額をキャンセル料とします。手付金30,000円からキャンセル料及び振込手数料を差し引いた額を、貸主が利用者様へ返金いたします。

(例) 賃料を100,000円で契約していたが、実際の利用期間での賃料が60,000円となった場合

$$100,000円 - 60,000円 = 40,000円$$

$$40,000円 \times 1/2 = 20,000円$$

$$30,000円 - 20,000円 = 10,000円$$

※10,000円から、振込手数料を差し引いて返金する。

・体験住宅を実際に利用された期間の賃料は、ご負担いただきます。お支払いには、利用者様が貸主にすでにお支払いしている「契約締結した賃料」を充当し、必要に応じて振込手数料を差し引いた残りの額を、貸主が利用者様へ返金いたします。

■天災等不可抗力の事由によるキャンセル

天災等不可抗力に起因する事由により、おためし暮らし事業が中止となった場合、体験住宅が滅失又は損失し利用者様が体験住宅の利用が不可能になり、やむを得ず契約を解約する場合、キャンセル料はいただきません。

なお、体験住宅を実際に利用された期間の賃料は、ご負担いただきます。

【キャンセルポリシーに関する問い合わせ】

住んでみたい当別推進協議会事務局

(当別町セールス戦略課ふるさとプロモーション係)

TEL 0133-23-3042